
居住地等の確認を行います

令和2年4月1日からごみ処理施設へ
自己搬入を行う際は、以下のいずれかの書類をご
提示ください。

ごみの適正処理と減量に、
ご協力をお願いします！



【市民の方】

市内に居住していることを確認します

- 運転免許証
- 公共料金の領収書 など

【事業者の方】

市内に事業所があることを確認します

- 社員証
- 名刺
- 個人事業主等は、事業者の名称及び所在地が確認できるもの など